（本號八面）　（明治廿五年三月一日郵便報知新聞社認可）　明治二十六年十一月十六日　（定價金二錢五厘）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價

一號　貳錢五厘〇一箇月　前金五拾錢〇三箇月　前金壹圓四拾五錢〇六箇月　前金貳圓八拾五錢〇一箇年　前金五圓六拾錢〇月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

前金　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

日本國内並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢

南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢

五　露領浦潮斯德、清國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	六日迄	七日以上
一行　〃　付	十三錢	十一錢	十錢五厘

廣告料定價　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる者なれども取次人の内には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべき筈に付嘱め廣告依賴者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を送し各新聞社は之を受けて紙面を構成するより各社同一の記事を掲ぐるあり寡からず偶り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せず唯も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

シャーマン法の廢止に就て

北米合衆國の國會が此度シャーマン法廢止案を可決し政府をして年々五千萬の銀塊を買入るゝの責任を免かれしめたるに就ては世間或は之を以て銀貨論者の大失敗と爲し或は直に印度の幣制改革と云ひ又今回米國政府の處置と云ひ世界の大勢は既に金本位に定まりて復た動かす可らずなど稱する者少なからざれども斯の如きは誠に輸本の判斷と云はざるを得ず印度の幣制改革は同國幣制が既に已むを得ざるの事情に迫られて斷行したる一時の窮策にして固より以て一般の例と爲す可らず其利害得失に就ても我輩聊か意見なきに非ざれども暫く之を他日に讓り今爰に米國に於ける購銀條例廢止の次第を述べんに抑もシャーマン法の發布せられたるは千八百九十年のみにして當時の國會には銀黨の勢甚だ強く金一銀十六の自由鑄造案は既に上院の可決を經て今や將に下院をも通過して法律と爲らんとするの徴候見へたりしかば非銀黨の人々は大に驚き種々魂膽の末遂に上院議員シャーマン氏の名を以て一の購銀案を提出したり是れぞ即ち所謂シャーマン法にして其目的は專ら銀黨の人を滿足せしめて以て自由鑄造の事を斷念せしむるの一點に在りしみと疑ふ可らず而して銀黨議員も亦ふの調和的法案を以て頗る自家に利益あるものと認め異議なく之に贊同して自由鑄造案をば放棄したり（自由鑄造案は大統領の爲めに否拒せらるゝの恐れありしなり）然るに事の實際に臨んで新法律施行の結果を見るに始めに期したる所とは全く相違して更に銀の相場を騰貴せしむるみとなきのみか却て寧ろ之を下落せしむるに與りて力ありしみと事實に爭ふ可らず即ち千八百九十三年に歐米諸大國が爭ふて銀貨を廢したる結果として以後二年間に銀相場の下落したる高は一オンスに付き僅に五仙五分の一に過ぎざりしものがシャーマン法發布の年即ち千八百九十年より以後二年間には一オンスに付き十七仙内外の下落を見たり當時世界の銀の產出額が時に大に增加したるみとなくして銀相場に斯の如き未曾有の大下落を生じたるは畢竟シャーマン法の如き人爲の原因に由て然るものと云はざるを得ずシャーマン法が何故に銀價を下落せしめたるやと云ふに該法に據りて合衆國政府の買入れたる銀塊は殆んど殘らず之を華盛頓の國庫に貯藏しありし其額次第に增加して今は既に何億弗の大數に達したれば商賈社會の者は此有樣を目擊して合衆國政府が如何に資力に富みたりと云ふも斯の如く毎年巨額の銀塊を買入れて永久に持續し得べき筈なし必ず數年を出ずして國庫の金に不足を告げ年來堆積したる銀塊をば賣拂はざるを得ざるの時節に到着す可しと心ある者は何れも銀を手許に置くみとを嫌ふて成丈け之を手放さんとするが故に益に大に銀の供給を增加し世界一般に銀價騰貴す下落して折角に銀人を悅ばしめんとて造りたる法律も却て之に損害を與ふるの具と爲りしみを是非なけれ左れば金人も銀人も苟も經濟の理を解する者は皆シャーマン法の愚なるを承認せざるものなく何れも之を廢止するの議に贊成なれども唯銀黨一部の人は既に法律廢止論の出でたる此機に乘じて何かの自家に都合よき新法律を通過せしめんとの慾念より相結んで所謂無條件廢止說に反對したるを以て討議の時間大に長引きたるのみシャーマン法が今回の臨時國會に廢止せらるべきや否やに就ては始より疑なかりしみとし知る可し右の次第なるを以て米國の銀黨は此度シャーマン法の廢止に歸したるを見て大に落膽するが如きみとは固よりある筈なく明年の國會には又々銀貨問題を提出して花々しき戰端を開くに相違ある可らず之を要するに米國の國會が年々歲々金銀兩黨の戰場と爲るは到底免かれ難き所にして彼の萬國兩貨制の實際に行はるゝまでは其爭の局を見るみとなかる可しと我輩の竊に信ずる所なり左れば米國政府が此度び購銀條例を廢止したりとて直に世界の大勢既に金本位に定まりたりなど想像するは如何にも粗忽千萬の斷定とみを云ふ可けれ況んや此想像を基として日本國も亦世界の大勢に從て金本位を採用す可しと主張するに於てをや狼狽も亦甚だしと云ふ可きのみ

官報

○勅令

陸軍大學校條例中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十六年十一月十四日

内閣總理大臣伯爵伊藤博文

陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第二百十號

陸軍大學校條例中左ノ通改正ス

第二條中刪官　各兵科ノ工大中尉」ヲ削リ「大尉（教官ヲ兼ネシムルコトヲ得）」ノ十四字ヲ加フ又兵學教官　參謀佐官ノ次項ニ「同　海軍參謀佐官同官」ノ二項ヲ加フ

第三條　刪除

第十七條第一項中從事セシノ下「ム」ヲ削リ「ノ第三學年者ニアリテハ砲兵射的學校及要塞砲兵聯隊ニ要塞砲兵射的學者及其用法ヲ實地ニ研究セシム」ノ五十一字ヲ加フ

同條第二項中其隊長ニ隊ノ下「ス」ヲ削リ「レ砲兵射的學校及要塞砲兵聯隊派遣中研究ノ事項ニ關シテハ隊長若クハ隊隊長ノ指揮ヲ受クルモノトス」ノ四十七字ヲ加フ

第十八條第二項中隊附服務ヲ終ノ下「レハ」ヲ削リ「リタル後砲兵射的學校長並ニ要塞砲兵聯隊長ハ學生研究ヲ終リタル後各」ノ三十二字ヲ加フ

第四條ヲ第三條ニ以下繰上ク

勅令第二百十號參照

勅令第百七十一號陸軍大學校條例（明治二十四年八月十三日官報）抄錄

第二條　本校ニ左ノ職員ヲ置ク

校長參謀大佐、副官參謀兵科大中尉、歩兵科大尉、教官、軍吏、兵學教官參謀佐尉官、教官各兵科佐官若クハ大尉、同監督部上長官若クハ監督補、同衛生部上長官若クハ一等軍醫、同獸醫（騎兵獸醫ヲ以テ兼勤セシム）同陸軍教授

第三條　諸教官ハ前條掲ケル所ノ外他ニ本職アル者ヲシテ兼務セシムルヲ得

第十七條　學生ヲシテ年七八月ノ際ニ隊附服務セシム但第二學年者ニアリテハ尚ホ其年附屬セシ軍隊ノ秋季演習ニ從事セシム

學生ハ隊附服務中勤務上ニ關シテハ其隊長ニ屬ス

第十八條　第二項

當該隊長ハ學生隊附服務ヲ終ハリタル後其隊長ニ申報ス

陸軍定員令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十六年十一月十四日

陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第二百十一號

陸軍定員令中附表第十四號甲陸軍大學校官員表左ノ通改正ス

陸軍定員令第十四號甲陸軍大學校官員表

階級 / 區分	本部	教官	教授部	學生	計
甲陸軍大學校定員表					
大佐	一				一
參謀大佐	一				一
副官	一				一
少佐	二				二
參謀少佐	二				二
大尉	二				二
參謀大尉	二				二
中尉	二				二
參謀中尉	二				二
少尉	二				二
參謀少尉	二				二
軍吏	一				一
醫長	一				一
獸醫長	一				一
醫官	三				三
獸醫	三				三
教授		九			九
教授補		八			八
學生				六〇	六〇
計	三四	一七	一二	六〇	一二五

備考

一　兵學教官ノ內一人陸軍參謀將校附屬官員ハ海軍佐官若クハ海軍大尉ニシテ本職アルモノ若クハ兼職セシム

二　教官ノ內一人ハ監督部上長官（一等軍醫）一人獸醫ノ內一人ハ獸醫上長官ニシテ本職アルモノ

三　教授ハ官員ノ外別官ヲシテ兼職セシムルコトアリ

四　教授補ハ本職ハ所外地ニ本職アル者ヲシテ兼職セシム

五　學生ハ官員ノ外別官ヲシテ兼職セシム

六　學生ハ官員ノ外別官ヲシテ兼職セシム

○陸軍省令第十四號

明治二十三年陸軍省令第十號陸軍特典令細則第拾條ノ部中乙表名稱ノ區畫ノ以上」ヲ「少佐或ハ測量師等俸千四百以上」ニ「中少尉或ハ地測量師」ニ「中少尉或ハ相當陸軍「或ハ俸給」ノ四字ヲ加フ

明治二十六年十一月十四日

陸軍大臣伯爵大山巖

○內務省告示第五十號

一日本出世甲子大黑紙幣ニ模擬シタル紙幣ヲ製造シ賣頒布ヲ禁止ス

明治二十六年十一月十四日

内務大臣子爵品川彌二郎

○第二豫備金支出

明治二十六年十一月十四日

第二十四回

一金九千九百拾圓

大坂府下ニ於ケル先ニシテ本行ノ金額第一リ請求有之本大臣ヲ得タリ

明治二十六年十一月十四日

雜報

○上海高等法院

擬て本件を全體より又裁判規則にも背て約の如きは兩國臣民めに英國女皇陛下と契約なれば雙方主權所あらざるなり英國めに日本に一の法廷外國人と英國臣民の臣民の犯したる重術を以て準海事裁判國所關の船事に對して有せしめたり而て此法廷に來り英國臣民に被告は之に答（ゝ就海の爲めに起りたるの義務なきのみて求すべき權利ありて判わりたしと申立の皇帝陸下には被告廉する所もなく爲めと要求するの權船共に非難すべき法庭に訴ふるの餘復せんとする自由知き明白の證國に據れば裁判權上て右は到底無理なに本件を裁判するの訴へ出でたると一等の命令ありとて

でたるものと認めを誣まんとならばで來たる以上は斯は素より正義を求て正義を求ひる者訴訟にして在英國ば彼のニッパット判の進行上必ず原られんみと爲を容れたる領事裁判所大なる特權ありなど外法權の條約文は

中乙表名稱ノ區畫ノ以上」ヲ「少佐或ハ測量師等俸千四百以上」ニ「中少尉或ハ地測量師」ニ「中少尉或ハ相當陸「或ハ俸給」ノ四字ヲ加フ

明治二十六年十一月十四日

陸軍大臣伯爵大山巖

○內務省告示第五十號

一日本出世甲子大黑紙幣ニ模擬シタル紙幣ヲ製造シ賣頒布ヲ禁止ス

明治二十六年十一月十四日

內務大臣子爵品川彌二郎

○第二豫備金支出

明治二十六年十一月十四日

第二十四回

一金九千九百拾圓

大坂府下ニ於ケル先ニシテ本行ノ金額第一リ請求有之本大臣ヲ得タリ

明治二十六年十一月十四日